公　　示　　日：2023 年 8 月 30 日（水）
調達管理番号：23a00470
国　　名：モザンビーク
担 当 部 署：地球環境部防災グループ防災第一チーム
調 達 件 名：モザンビーク国マプト首都圏強靭化に向けた包括的水害対策マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（測量計画）
適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1.　担当業務、格付等

（１）担当業務　：測量計画
（２）格　付　　：4 号
（３）業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）全体期間：2023 年 10 月中旬から 2024 年 1 月中旬
（２）業務人月：現地　0.8、国内　0.5、合計　1.3
（３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3 日	24 日	7 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数：1 部
（３）　提　　出　　期　　限：2023 年 9 月 13 日（水）（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法：電子データのみ
✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年

４月）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 9 月 25 日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針	16 点
② 業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験	40 点
② 対象国・地域での業務経験	8 点
③ 語学力	16 点
④ その他学位、資格等	16 点
	（計 100 点）

類似業務経験の分野	測量計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されている。

6. 業務の背景

モザンビークは、洪水、サイクロン、高潮、干ばつなどの自然災害がほぼ毎年発生しており、United Nations Climate Change によると、将来、気候変動の影響により、これらの災害の頻度、強度が増大することが予測されている。モザンビークでは、1999 年に策定した災害対応のみならず予防、減災にも対応する方針を示した「災害管理政策」に基づき、2006 年に災害リスク低減を目標とする「国家防災マスタープラン（2017-2030）」を策定した。これらは、国レベルのリスク低減の方針についての記載はあるものの、州や地域レベルでの具体的な施策や実施体制については言及されていない。防災体制については、災害対応を所掌とする国家災害対策局（National Institute of Disaster Management。以下「INGD」という。）を中心に発災後の対応は進められてきたが、予防・軽減に関しては関係機関の連携や取組みは限定的であり、知見や技術の蓄積は乏しいのが現状である。

また、モザンビークの首都であるマプト市及びマトラ市を含むマプト首都圏は、人口が約 190 万人（2007 年）から 400 万人（2040 年）に増加する見込みである（マプト市：110 万人→160 万人、マトラ市：70 万人→180 万人）（出典：マプト市下水・排水マスタープラン（2016 −2025））。この人口増加に伴う無秩序な開発により、例えば、マプト市において、かつて遊水地として使用されていた窪地にも家屋が乱立し、1 か月～最悪の場合半年以上の間、家屋や畑が湛水している。また、マプト市、マトラ市ともに既存の排水施設の流下能力不足に起因し、内水氾濫が発生している。

このような状況下、当国政府は、人口や資産が集積し、急速な都市化により、脆弱性が高まりつつあるマプト首都圏の内水氾濫リスク削減に資する計画策定

を目標とする「マプト首都圏強靭化に向けた包括的水害対策マスタープラン策定プロジェクト」（以下「本事業」という。）を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査（以下「本調査」という。）は、本体調査で本格検討・実施する「内水氾濫リスク評価」、「リスク削減事業案の検討」、及び「内水氾濫リスク削減に資するマスタープラン（以下「MP」という。）策定」等に必要な具体的作業項目の絞込み並びに適正な作業量及び検討内容の精査を目的とするものである。なお、本調査期間中でモザンビーク政府と確認した内容を協議議事録（Minutes of Meetings。以下「M/M」という。）にて確認する。

7. 業務の内容

本業務従事者の役割は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議･調整しつつ、担当分野における本体調査に必要な調査項目・作業内容にかかる以下検討を行うことである。

（１） 国内準備期間（2023 年 10 月中旬～2023 年 11 月中旬）

① モザンビーク側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA 防災・復興グローバルアジェンダを理解する。

② JICA 地球環境部防災グループ等との打合せ（対処方針会議等）に参加する。

③ 本団員担当分野として、現地調査で収集すべき情報を検討し、モザンビーク側関係機関及び他ドナーに対する質問票（案）（英文）をそれぞれ作成する。なお、作成した質問票（案）は現地渡航前に JICA に提出し、その内容を協議の上、決定する。これらは現地渡航前に JICA がポルトガル語翻訳した上でモザンビーク側関係機関や他ドナーへ配付する。

④ 本団員担当分野の調査工程（案）及び本体調査の枠組み（案）を検討し、現地渡航前に JICA に提出し、その内容を協議し、決定する。特に（２）③ア）に先立ち、収集情報リストを作成し、JICA と協議する。

（２） 現地業務期間（2023 年 11 月中旬～2023 年 12 月上旬）

① JICA モザンビーク事務所等との打合せに参加する。

② 現地渡航前に配付した質問票への回答を回収する。

③ モザンビーク側関係機関との協議及び現地調査を実施し、担当分野に係る情報･資料を収集し、現状把握と整理を行う。具体的には、以下のとお

り。

ア） 排水計画・実施体制分析団員と協力し、担当分野に係る同首都圏（マプト市、マトラ市）における内水氾濫リスク評価に必要な基本情報（例：地形・地盤高（都市計画図、国土基本図、道路台帳、数値地図、下水道マンホール部地盤高、水準原点等）、土地利用状況（住宅地図、用途地域図、衛星画像等）等）を効率よく収集する。

イ） 排水計画・実施体制分析団員が抽出する本体調査にて詳細検討対象とするエリア（案）に対して、測量計画（案）を整理する。なお、測量計画（案）は、精度や費用等を勘案の上、モザンビークの現状・組織体制に適し、かつ内水氾濫の検討に足る方法を異なる手法で複数案検討するものとする。

ウ） 上記イ）の測量計画（案）も考慮しつつ、同首都圏における内水氾濫リスク評価及び MP 検討に必要な測量計画及び実施段階等に係る留意事項（各種規制・法制度、許認可事項、安全対策、想定される工程計画等）を整理する。

エ） 排水計画・実施体制分析団員と協力し、同首都圏における内水氾濫に係る各ドナーの支援実績・内容を整理し、特に地形・地盤高データの所在など担当分野に関連する情報を収集する。

オ） 上記イ）の測量計画（案）に基づき、現地又は第三国企業への再委託による作業（案）の特定、現地再委託 TOR の検討、現地コンサルタント及び現地測量会社に関する情報（組織規模、技術者数、保有施設・機材（航空機やドローン含む）、関連業務実績、契約単価等）を収集する。

カ） 担当分野の関連機関及び C/P における測量等の地図・地理情報に関するデータ管理状況を整理し、課題を抽出する。

④ 担当分野に関する本体調査の協力枠組み（案）、調査工程（案）、実施手法（案）、投入規模（案）、先方政府負担事項（案）を検討する。

⑤ 担当分野に関する先方政府説明資料作成を行う。また、M/M（案）及び JICA とモザンビーク実施機関が締結する協力合意文書（Record of Discussions。以下「R/D」という。）R/D（案）の作成を支援する。

⑥ 他団員と協力し、担当分野に関する現地調査時の議事録（和文）を作成する。

（３） 帰国後整理期間（2023 年 12 月中旬～2024 年 1 月中旬）

① 現地業務を踏まえ、JICA が取りまとめる事業事前評価表（案）、リスク管理チェックシート（案）、案件枠組み（案）の作成に担当分野の観点で協力する。

② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2024 年 1 月 12 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データで GIGAPOD にて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」（以下同じ）の「Ｘ．業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇔アディスアベバ（ドーハ、ドバイ・ヨハネスブルグ、シンガポール・ヨハネスブルグ、香港・ヨハネスブルグも乗継可）⇔マプトを標準とします。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 11 月中旬～2023 年 12 月上旬を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始、終了する予定です。しかし、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間を含む可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

① 総括（JICA）

② 技術総括（JICA）

③ 協力企画（JICA）

④ 排水計画/実施体制分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

⑤ 測量計画（本コンサルタント）

⑥ 環境社会配慮（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：あり（英⇔葡）

オ） 資料翻訳：あり（英⇔葡）（質問票回答を含む）

カ） 現地日程のアレンジ：あり

キ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部から配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

●JICA 地球環境部防災グループ検討メモ（参考資料１）

② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

●JICA グローバルアジェンダ No.20：防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業・プロジェクト - JICA
https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/index.html

●モザンビーク国 防災セクターに係る情報収集・確認調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12128872.pdf

●南部アフリカ地域 防災プロジェクト研究ファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12369351.pdf

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動

手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以　上